

令和 5 年 5 月 29 日

第 22 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年5月29日
午後1時30分～午後3時18分
場所 出水市役所本庁 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

	7番	山口 安任	13番	犬童 正成	
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
			17番	外園 優	
	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之	

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

1番 大城 勝司 5番 大久保 友恵 6番 井町 和夫 11番 松元 重忠

その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号	非農地判断について

議長 皆様、こんにちは。真夏を思わせるような暑い日が昨日、今日、今日も最高気温が上がっているんじゃないかなと思いますけれども、いよいよ農家にとりましては田んぼの準備等いろいろお忙しいところかと思えます。

ただいまから第22回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は15名、

そういう中で1番〇〇委員、5番〇〇〇委員、6番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員から欠席届が提出されております。

推進委員の出席は12名で、20番〇〇委員から遅刻するとの報告を受けております。

議事録署名委員を指名いたします。4番〇〇〇〇委員、10番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

3番 3番〇〇です。

5月24日、〇〇委員、〇〇〇推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を御報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第5-1項から、第5-7項までを報告いたします。

所有権移転、第5-1項です。

地籍図は、17ページの左を御覧ください。

申請地は、切通小学校から北へ約550mのところにあります。斜線部分の1,485㎡の畑です。道路から軽トラックが通るか通らないかの坂道を150mぐらい上がったところにあります。畑の周囲には樹齢五、六十年ぐらいのヒノキが植えてありました。カラタケも走ってきておりましたが、譲受人は竹用の粉碎機やユンボも所有しており、開墾して野菜を作られるそうです。畑として耕作されるのは大変だなと思いましたが、頑張ってくださいたいものです。周囲の畑にはミカンを植えた跡もあり、またクヌギも植えてありました。申請人は現在カボチャ、トウモロコシ、ジャンボニンニク等をつくっており、申請地には、ジャンボニンニクを作る予定だそうです。許可後の面積は5,009㎡で譲渡人との関係は知人になります。

第5-2項です。

地籍図は同じく17ページの右と18ページ左を御覧ください。

申請地は、鶴寿園から南東へ約300mのところにあります。きれいに耕うんしてありました。許可後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は3,601㎡で、譲渡人との関係は他人です。

第5-3項です。

地籍図は18ページ右を御覧ください。

申請地は、鶴寿園から南へ約650mのところにある汐見町の田3筆の合計6,391㎡で耕うんしてありました。台帳面積はゼロですけれども、下の〇〇〇番の叔母所有の田と、ほかに父親名義の田を管理しておられるそうです。許可後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は6,391㎡で譲渡人との関係は他人です。

第5-4項ですが、地籍図は19ページ左を御覧ください。

申請地は、中央仮設から南へ約100mのところ、〇〇〇〇番〇の畑で、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の宅地は、鶏舎の跡地でコンクリートを張ってありました。申請地も鶏ふんの乾燥場として使用されておったところで、これも、コンクリートを張ってありました。これを剥がしてカンショを耕作されるそうです。譲受人は、新規就農の兼業農家で、譲渡人との関係は知人です。

第5-5項ですが、地籍図は19ページ右を御覧ください。

申請地は、下水流小学校から西へ約250mのところ、〇〇〇〇番〇の畑です。現在、トウモロコシや、野菜を一部植えてありました。許可後は、カンショを耕作されるそうです。

譲渡人との関係は他人です。

第5－6項については、親子関係の贈与により現地調査は行わず、事務局の報告、説明により協議いたしました。

第5－7項ですが、地域図は、20ページ右を御覧ください。

申請地は、赤鷄農協から北へ約500mのところ、〇〇〇〇番〇、456㎡の田です。現在耕うんされており、10cmほどの草が生えていましたが、水稲耕作には何ら支障はないと思われます。許可後は水稲を耕作されるそうです。譲渡人との関係は他人です。

以上所有権移転、第5－1項から第5－7項までは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして〇〇委員、お願いします。

9番 9番〇〇です。調査日は先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条2項の規定による許可申請について、私のほうから所有権移転、第5－8項から5－12項、及び賃借権の設定の第5－101項までを報告いたします。

まず、第5－8項、地籍図は21ページ、左側を御覧いただきたいと思ひます。

申請地は高尾野の上り立交差点から南東へ約1.2km、ちょうどコメリの後ろあたりになるところであります。〇〇〇〇番〇、309㎡になるわけですが、許可後は水稲を耕作されるということになります。なお今回取得されます〇〇さんの田んぼが、その横の〇〇〇〇番、それから〇〇〇〇番、これについては、〇〇さんの田んぼということでありまして、現在、水稲の作付けの準備ができております。なお、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番、これはもう1枚になっておりまして、もう間もなく田植えが始まるんだらうというようなところでございます。申請人との関係は他人ということになります。

次に第5－9項、地籍図は21ページ、右側を御覧いただきたいと思ひます。

申請地は、江川野の信号の交差点から西へ、山ん神のほうに行く道路になるわけですが、それから、大体450mのところにあります。許可後は里芋を耕作されるということでございます。〇〇〇〇〇番〇、今回取得されるわけですが、その上の〇〇〇〇〇番〇これは、お父さんが経営されているところで、もう現に里芋も作付けがしてありまして、同じように里芋を作付される予定であるということです。経営は親子でされていらっしやいまして現在、1万㎡以上の経営面積があるということでございます。申請人との関係は他人ということになります。

第5－10項、地籍図は22ページの左側になります。

申請地は、同じく江川野の信号があります交差点から南西へ、大体400mぐらい山手のほうに入ったところでありまして、もう現在はきれいに耕うんをされまして野菜等を作付される準備ができています状況でありました。許可後は品目は分かりませんが、野菜を耕作されるということになります。申請人との関係は妹さんということになります。

次に、第5－11項、地籍図は22ページの右側を御覧いただきたいと思ひます。

申請地は出水市の火葬場の前のほうになります。西へ大体150mのところがございます。許可後は水稲を栽培されるということになります。ここに斜線がある部分が今回の対象の分になりますけれども、その上の〇〇〇番〇、それから〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、ここも譲受人の〇〇さんの所有の田んぼということにして、ここは一応6筆になっておりますが、

現在、1枚になっている状況でございます、こちらも田植えの準備ができています状況でございます。申請人との関係は知人ということでございます。

次に、第5-12項、地籍図は23ページの左側になります。

ここは市の特攻碑公園から、南東へ約300m来たところにありまして、許可後は野菜を耕作されるとのことです。周りの〇〇〇番、宅地でございますが、アパートが建っております。その反対側の〇〇〇番、こちらも家が建っております、宅地に囲まれたところですが、耕うんをされまして、こちらももう作付けができる状況でございます、管理がきれいにされているというふうに思ったところです。申請人との関係は他人ということになります。

最後に第5-101項、賃借権の設定であります。

地籍図は、23ページの右側と24ページの左側になるわけですが、まず23ページの右側のところ、山ん神という施設があります。そこから工業団地を見たところの300mぐらいいったところにありまして、1面広い畑であります、もうほとんどマルチが張られて、カンショの植付けが終わっている状況でございます。ただ、〇〇〇〇番〇、ここが全部じゃなくて、一部カンショの植付けが終わっているところですが、一応上の道路側のほうは、以前からあったと思われる梅の木等が植えてありまして、そちらのところは、まだカンショの植付けというのはできない状況かなあというところでございます、大体4分の1ぐら이가梅の木とか、車の出入りする道路に使われるのかなあというところでございます。それから、24ページの左側のところですが、これはちょうど山ん神から後ろ側の山手のほうに入ったところでございます、これも大体400mぐらいい後ろに入ったところになります。許可後は野菜を耕作されるということですが、こちらのほうも、もうほとんど七、八割方、もうマルチを張ってカンショの植え込みが終わっている状況でございます。ただ小高い丘のところにあるもんですから、境目あたりはですね杉の木とか植わっておりますけれども、ただ今後心配するのが、イノシシ等が出なければいいかなあというふうに思っているところで、そういった対策を早めにされたほうがいいんじゃないかなあという状況でした。今回の賃借をされます関係は知人ということですが、今回の方は、薩摩川内市で新規就農の申請中でありまして、調査時点では申請中ということでございまして今後、こういう方が農業されると、このあたりもよくなるんじゃないかなあという感想を持ったところでございます。

以上所有権移転、第5-8項から第5-12、及び賃借権の設定、第5-101項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 事務局並びに調査員の報告がありました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして議案2号農用地利用集積計画について、並びに議案第3号農地中間管理権の取得、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して上程いたします。

その前に議事参与の制限に該当される方がいらっしゃいます。

13番〇〇委員、28番〇推進委員、退席をお願いします。

(13番〇〇委員、28番〇推進委員退室)

議長 では事務局よろしくをお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました3番〇〇委員をお願いします。

3番 はい、3番〇〇です。5月25日、〇〇委員、〇〇〇推進員と、事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局並びに調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。ございませんか。

議長 ないようでございます。それでは調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは除斥に対する案件につきましては適当と決定いたします。入室をお願いします。

(13番〇〇委員、28番〇推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 それでは9番〇〇委員をお願いします。

9番 9番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断をいたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 無いようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画、議案第3号農地中間管理権の取得、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 続きまして議案第5号、農業振興地域整備計画の農地利用計画変更に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第5号、農業振興地域整備計画の農地利用計画変更に係る意見について、編入第1項について、今回は取下げということで説明する。)

資料は、89ページになります。

編入につきましては、今朝、農振の担当者から取下げ願が提出されましたということで、連絡を受けましたので、今回の編入につきまして皆さん方からの意見をもらうということはありません。

取下げの理由といたしましては、今回、申請地に隣接する養鶏農家の方が埋却予定地として、この山林を購入したいということで、やむを得ず今回取下げをして、新たに事業対象地を探すというとのことでした。

今回、編入の1件については取下げということでございます。

以上で説明を終わります。

議長 本日、取下げがなされたということでございます。続きまして、除外について説明をお願いいたします。

事務局 (除外1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員をお願いします。

13番 13番○○です。

5月25日、○○○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、平和町、平和リースの向かい側に位置し、豚舎の跡地で既に宅地になっているところでございます。

申請面積は3,183.35㎡、周辺は道路及び宅地などに囲まれており、妥当であると思われる。

造成については、現状のまま利用する予定ということで、雨水については道路側溝へ流すということです。農用地区域の外周部であり、既に宅地へ地目変更されておりまして、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますのでやむを得ないと判断をいたしました。以上です。

議長 第2項について説明をお願いいたします。

事務局 (除外2項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員をお願いします。

13番 13番○○です。

89ページ除外、第2項でございます。

地籍図は91ページの右側でございます。

申請地は、大野原町、スーパーマルナカ南側に位置し、不耕作の畑で、申請面積は新たに駐車場として利用する敷地面積として500㎡であり妥当であると思われま。

造成については、現状のまま利用し、隣接農地等との境界については、ブロック塀を設置するという予定で、雨水については道路側溝を利用されるということです。

農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用

地区域用途区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

以上です。

議長 第3項について説明をお願いいたします。

事務局 (除外3項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

16番 16番○○です。

5月25日、午後から、○○委員と○○推進委員、事務局職員で調査した結果を報告します。

申請地は、野田町上名、野田天神自治公民館から南西へ550mほどのところで、現在は不耕作の畑です。

地籍図が92ページ左側になります。

申請面積は、一般住宅1棟を建築するということで、450㎡であり、妥当だと思います。

造成等につきましては、現状のままなのですが、若干、小高くなっておりまして、平らにするというようなことで、周辺に土砂が流出しないようにブロック等を積む予定というようなことです。

生活雑排水は合併浄化槽、雨水につきましては道路側溝に流すというようなことです。

農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第4項について説明をお願いいたします。

事務局 (除外4項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

2番 はい、2番○○です。

調査日、調査日程等、人員については、○○委員から発表されたので省略します。

除外第4項、申請地は、野田町上名、久木野自治公民館から、南東へ200mほどに位置し、現在は不耕作の田んぼでした。

申請地は、オートキャンプ場として、3,998㎡、一体利用として山林2筆522㎡、田2筆284㎡、合わせて4,704㎡であり、妥当であると思われま。

地籍図は、92ページ右側です。造成については50cm程度盛土し、土砂が流出しないように、ブロックを3段積む予定だそうです。

○○○○番の山林に管理棟をつくり、その下をオートキャンプ場として利用するそうです。

生活雑排水は合併浄化槽、雨水については自然流下とのこと。

東側のほうに川が流れる山の中で、キャンプ場にはよいところなのかなあというところでした。

農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告ではやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 はい、議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きます、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請第5-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番、○○です。93ページ、第5-1項です。

申請地は、西出水町、小田原建設より北へ50mほど行ったところで、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、建売住宅1棟を建築する面積として278㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地周囲には既にブロックも設置されておりました。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝を利用されるということで、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断をいたしました。

以上です。

議長 続きます、第5-2項についてを議題といたします。

事務局 (第5-2項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

2番 2番、○○です。申請番号第5-2項。

申請地は、野田町上名、コスモス野田店から西へ60mほどに位置し、祐信寺の近くで、現在は不耕作の畑です。地籍図は97ページ右側です。

申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として333㎡であり、妥当であると思われます。造成については、10cm程度盛り土をし、土が流出しないように、隣接境界には新たにブロックを積む予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。

周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きます、第5-3項についてを議題といたします。

事務局 (第5-3項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

16番 16番、○○です。

第5-3項については、89ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての、第3項で説明をしましたので内容の説明は省略します。

調査の結果、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きます、第5-4項についてを議題といたします。

事務局 (第5-4項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

18番 18番、○○です。

調査員、調査日につきましては○○委員と同様ですので省略いたします。

第5-4項になります。地籍図は、98ページ右側を御覧ください。

申請地は、黄金町、サンキュー出水店から南へ50mほどです。現在不耕作の畑でした。申請面積は、隣接する宅地に建築する集合住宅、南側の〇〇〇番宅地とありますけども先ほど、事務局から配られた資料のほうでも補足されていますけど一体利用地としてここに2階建て、8件の集合住宅を建てて、合計16台分の駐車場を確保するために足りないってことで北側の〇〇〇番斜線部分のですね、駐車場7台分の敷地面積として135㎡であり妥当であると思われます。造成については40cmから70cm程度盛り土を行う予定です。隣接境界には、既にブロック塀が設置されています。雨水については西側のほうに、〇〇〇番の宅地西側が水路になるんですけど、そちらのほうに流すということでした。周辺農地への影響はないと思われます。〇〇〇番の畑、〇〇〇番の田も、その北側の通路から入れるようになっているようでした。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

事務局 (第5-5項について、総会資料により説明)

議長 〇〇委員お願いします。

16番 16番〇〇です。

申請地は高尾野町唐笠木、南方神社から南へ250mほどのところで、現在は不耕作の畑です。地籍図は99ページの左側になります。

申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として499㎡であり、妥当だと思われます。造成等につきましては道路から60cm、低くなっておられますので、60cmあるいは70cm程度、盛土をするというようなことです。なお申請地の右側は畑になっておられますので現状のまま使うというようなことです。それと上のほうの宅地がお父さんの家、それから、右側には兄弟の家があるというようなところでした。生活排水は下水道、雨水につきましては、申請地の左側に水路がありましたので、そちらのほうに流すというようなことです。周辺農地の影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5-6項についてを議題といたします。

事務局 (第5-6項について、総会資料により説明)

議長 〇〇委員、お願いします。

16番 16番〇〇です。

第5-6項です。

申請地は、高尾野町唐笠木、紫尾神社から東へ50mほど行ったところで、不耕作の畑でした。地籍図は99ページの右側になります。

申請面積が戸建て貸家2棟を建築する敷地面積として、739㎡で妥当だと思われます。図面を見ていただきますと、斜線部分なんですが、右側は竹藪というか、木とかがうっそうとしている状況でした。境界等につきましてはちゃんとブロック等が2段ほど積んである状況です。それと出入口のところが斜線部分の下に〇〇〇番〇、ここが公衆用道路ということで、ここから出入りをするというようなことです。造成等につきましては20cmほど、盛土をして土砂が流出しないように、また、隣接境界には新たなブロック等を積むというようなことです。生活雑排水は下水道、雨水につきましては道路側溝へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5－7項についてを議題といたします。

事務局 (第5－7項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

16番 16番○○です。

申請地は高尾野町下水流のAコープ下水流店から、西へ250mほどのところで現在は不耕作の畑です。地籍図が100ページの左側になります。

申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として298㎡であり、妥当だと思われます。造成につきましては30cm程度、盛土をして土砂が流出しないようにするというので、既にブロック等を設置してあったんですが、これは境界をはっきりするためということでした。生活雑排水は下水道、雨水につきましては道路側溝へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と、転用目的に問題ないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5－8項についてを議題といたします。

事務局 (第5－8項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

18番 18番○○です。

第5－8項、申請地地籍図は100ページ右側になります。

申請地は西出水町出水高校から西へ100mほどに位置しております。東側のほう見たら、空白の広い部分が学校用地とか多分書いてあると思うんですけど、そこから西へ100mぐらい斜線部分になります。現在不耕作の畑でした。申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として356㎡であり、妥当であると思われます。ここは以前にも申請が出されていたんですけども、この今申請地って書いて、四角に囲ってある斜線の中でさらに四角に囲ってある東側のところに建物が建つ予定だったんですけども、それが取下げられて今回、この敷地に建てることになったようです。造成については50cmから80cm程度の盛土を行う予定だそうです。隣接地境界はだいぶ盛土をする予定なので、強度が足りないのでL型擁壁で強度を保って設置するようです。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5－9項についてを議題といたします。

事務局 (第5－9項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

2番 2番○○です。

第5－9項については、89ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外、第4項で説明したとおりですので省略します。許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第5－201項についてを議題といたします。

事務局 (第5－201項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

18番 18番○○です。

第5－201項、101ページ右側の地籍図になります。

申請地は、下鯖町、米ノ津善光寺から北へ80mに位置しております。南側に墓地がありますけど、その先にお寺があります。申請面積は一般住宅1棟建築する敷地面積として605㎡なんですけれども、南側の〇〇〇番の畑と〇〇〇番の畑に面した部分がもう大分、切上げられて高いところになっていて、その部分がほとんど使えないので実際には126㎡ぐらい切り取って高台にした部分が除外されるので、実際には479㎡で妥当だと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5-202項についてを議題といたします。

事務局 (第5-202項について、総会資料により説明)

議長 〇〇委員、お願いします。

13番 13番〇〇です。

第5-202項、地籍図は102ページ左側になります。

申請地は上鯖渚、東出水幼稚園から北西へ100mぐらいに位置したところで、現在は不耕作の畑でございます。申請面積は一般住宅1棟及び通路を建設する面積として、一体利用地、宅地1筆、317.99㎡、合計695.99㎡になっています。造成については、通路部分は50cm程度切土をし、居宅部分の一部は50cm程度盛土をする予定ということでありま

す。生活雑排水については、下水道、雨水は、新設する側溝を利用されるということでありま

す。少し高台になっておりますので、雨水は、側溝を今度つくるところに流すという

ようなことで説明がありまして、周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断をいたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第6号、農地法第5条の申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして議案第7号非農地判断についてを議題といたします。
事務局 (議案第7号、非農地判断について、第5-1項について、総会資料により説明)
議長 ○○委員お願いします。
13番 13番、○○です。
第5-1項ですけれども、地籍図は105ページの左側になります。
申請地は、明神町、Aコープ米ノ津店西側に位置し、不耕作の田です。
現場は、既に駐車場として長年利用されており、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状況です。
調査の結果、非農地として、承認要件を満たしておりますので、承認と判断をいたしました。

議長 続きまして、第5-2項について。
事務局 (第5-2項について、総会資料により説明)
議長 ○○委員お願いします。
18番 はい、18番○○です。
申請地は105ページ右側の地籍図を御覧ください。
武本、九州電力の出水変電所があるのですが、そこから北へ70mほど、入ったところがありました。
現場は、もう近くに行っても分からないぐらい、山林化しており地主さん自身もはっきりとわからないとの状況でした。周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状況でした。
調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。
以上です。

議長 続きまして、第5-3項について。
事務局 (第5-3項について、総会資料により説明)
議長 ○○委員お願いします。
13番 13番、○○です。
地籍図は106ページの左側になります。
申請地は、下大川内高牟礼自治公民館から北西へ350mに位置し、不耕作の農地であります。現場は、山林化しており周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状況です。
調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をいたしました。
ここには、車も入らないというような状況の中で、航空写真等で判定をさせていただきますので、あわせて報告をさせていただきます。

議長 続きまして、第5-4項について。
事務局 (第5-4項について、総会資料により説明)
議長 ○○委員お願いします。
18番 はい、18番○○です。
申請地地籍図は、106ページ右側、第5-4項になります。
申請地は、大野原町、上大野原自治公民館から北西へ90mに位置し、不耕作の畑というかもう既に建物が建っているところでした。これは、平成4年から非農地となったというよ

うに説明が、事務局からあったと思いますが、申請人からは、農業委員会を通して正式に申請し許可を得て、建物を建てたのですが、10年以上前のことで農業委員会としても書類保管年限を過ぎていたので確認出来なくて、登記地目を変更しなかったことから、今回の非農地申請に至ったものと思われます。申請地の状況からして、申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は大変困難な状況という判断をいたしました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きますで、第5-5項について。

事務局 (第5-5項、第5-6項、第5-7項について、場所も近接で関連がありますので一括して総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

2番 はい、2番○○です。

申請地は、第5-5項、第5-6項、第5-7項は、隣接地ですので同じように、説明いたします。

申請地は、JA堆肥センターから200mほどに位置し、不耕作農地です。

申請地隣接に、養鶏場があり、鳥インフルエンザ発生時の埋却地として相談したところ、農地となっていることが分かり今回の申請になったということです。

現在、鳥インフルエンザ埋却について、池の問題とかいろいろ出てきているところがありますので、その周辺を埋却地として使った場合、田んぼなどに流出しないようにということで相談しているところでこのような状態になったということでした。

以上、第5-5項から第5-6項、第5-7項まで、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長

その他、事務局から何かございませんか。

(その他) なし

その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第22回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。
どうもお疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印